

○東北地方整備局告示第百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

平成三十年五月二十三日

東北地方整備局長 津田 修一

第1 起業者の名称 岩手県

第2 事業の種類 二級河川安家川水系安家川改修工事（左岸：岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林地内、右岸：岩手県下閉伊郡岩泉町安家字年々地内から同町安家字氷渡地内まで）並びにこれに伴う県道及び町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林、字年々、字日蔭及び字氷渡地内
- 2 使用の部分 岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林、字日蔭及び字氷渡地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林地内の二級河川安家川水系安家川（以下単に「安家川」という。）左岸の延長2,647mの区間及び同町安家字年々地内から同町安家字氷渡地内までの安家川右岸の延長2,622mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川安家川水系安家川改修工事並びにこれに伴う県道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「二級河川安家川水系安家川改修工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される県道及び町道の従来機能を維持するための付替工事は、それぞれ道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道及び同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である岩手県は、既に本件事業を開始していること、安家川は、河川法第5条第1項の規定に基づき岩手県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第1項の規定により岩手県知事が河川管理者であることなどから、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

安家川は、その源を岩手県下閉伊郡岩泉町の安家森に発し、松ヶ沢川、江川川等の支川を合わせた後、太平洋に注ぐ幹川流路延長約51km、流域面積224.1km²の二級河川である。

安家川は、その流域に集落、公共施設等を擁し、治水上重要な河川であるが、河道流下能力が不足している箇所が存在していることから、台風等による豪雨の際には、洪水による浸水被害が発生している。平成28年8月の洪水では、家屋全壊を含む床上浸水が101棟、床下浸水が10棟、浸水面積約18haに及ぶ被害が発生している。

安家川の治水対策は、平成28年8月の洪水を契機として平成30年1月に策定された安家川水系河川整備基本方針及び同年3月に策定された二級河川安家川水系河川整備計画に基づき、基準地点である新橋において河道配分流量800m³/秒を流下させることを目標として、河川改修が実施されているところである。

本件事業は、既設の堤防の断面が不足しているため流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害から周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られることから、水害による被害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年9月に、任意で工事实施に伴う騒音及び振動による影響、動植物に関する調査等を実施している。その結果によると、振動については法令に定められた基準を満足するとされているものの、騒音については法令に定められた基準を超える値がみられることから、起業者は、低騒音型の機械を使用するとともに、作業時間の短縮等の措置を講ずることにより、周辺的生活環境等に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているチョウセンアカシジミ及びカワシンジュガイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているチチブミネバリ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているハネヒョウタンボク等その他これらの分類に該当しない重要

な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされる以外の種についても、保全対策の実施により影響が最小限に抑えられると予測されている。

また、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在するが、起業者は、今後、岩手県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、河道の流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い状況にある本件区間に堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、築堤と合わせて河道を拡幅する申請案のほか、築堤のみを行う案、河床を掘削する案の3案について検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は用地取得面積は多いものの、河床を掘削する案に比べて、出水期においても築堤部分を施工することで通年施工が可能であることから施工性に優れ、河道内の改変範囲が小さいことから河川環境に与える影響も小さいこと、また、築堤のみを行う案に比べて、河道を拡幅することにより計画高水位が上昇しないため新たに樋門を設置する必要がないこと、さらに、事業費が3案中最も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う県道及び町道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、河道が狭小なことから流下能力が低く、水害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、下閉伊郡岩泉町より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認

められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 岩手県下閉伊郡岩泉町役場

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地
岩手県下閉伊郡岩泉町安家字松林、字日蔭及び字氷渡地内